

熊本市環境総合センター高速液体クロマトグラフ分析装置

賃貸借（令和7年度導入）仕様書

（適用）

第1条 当仕様書は、件名「熊本市環境総合センター高速液体クロマトグラフ分析装置賃貸借（令和7年度導入）」について、発注者と受注者の責務等に関し、その仕様を定めるものとする。

（賃貸借期間）

第2条 賃貸借期間は、令和8年（2026年）2月1日から令和16年（2034年）1月31日までの96か月とする。

（設置及び調整場所）

第3条 高速液体クロマトグラフ分析装置の設置及び調整を行う場所は、次の場所とする。

熊本市東区画図町大字所島404番地1

熊本市環境総合センター 2階 汎用機器室（別紙1参照）

2 受注者は、令和8年（2026年）1月31日までに高速液体クロマトグラフ分析装置を設置し、測定可能な状態にすることとする。

（賃貸借対象の物件等）

第4条 賃貸借の対象となる物件等（以下「HPLC一式」という。）は別紙2の「仕様詳細」に示すとおりである。なお、HPLC一式は、製造業者の工場から直接出荷される新品製品であることとする。

（賃貸借に付随する業務）

第5条 物件の納入は、次のものを付属することとする

- ① HPLC一式の据付、調整及び動作確認
- ② 本体、付属機器、周辺機器及び各機器間の接続に必要な部品
- ③ 据付に必要な電気、空調工事等の一切
- ④ 日本語の測定マニュアル及びメンテナンスマニュアル
- ⑤ 日常メンテナンス等に必要な工具一式
- ⑥ 電動マイクロピペット一式
- ⑦ 納入後1回の運用研修
- ⑧ HPLC一式の保守
- ⑨ 契約終了時のHPLC一式の返還に伴う撤去作業及び機器返還前の記憶媒体の情報消去作業

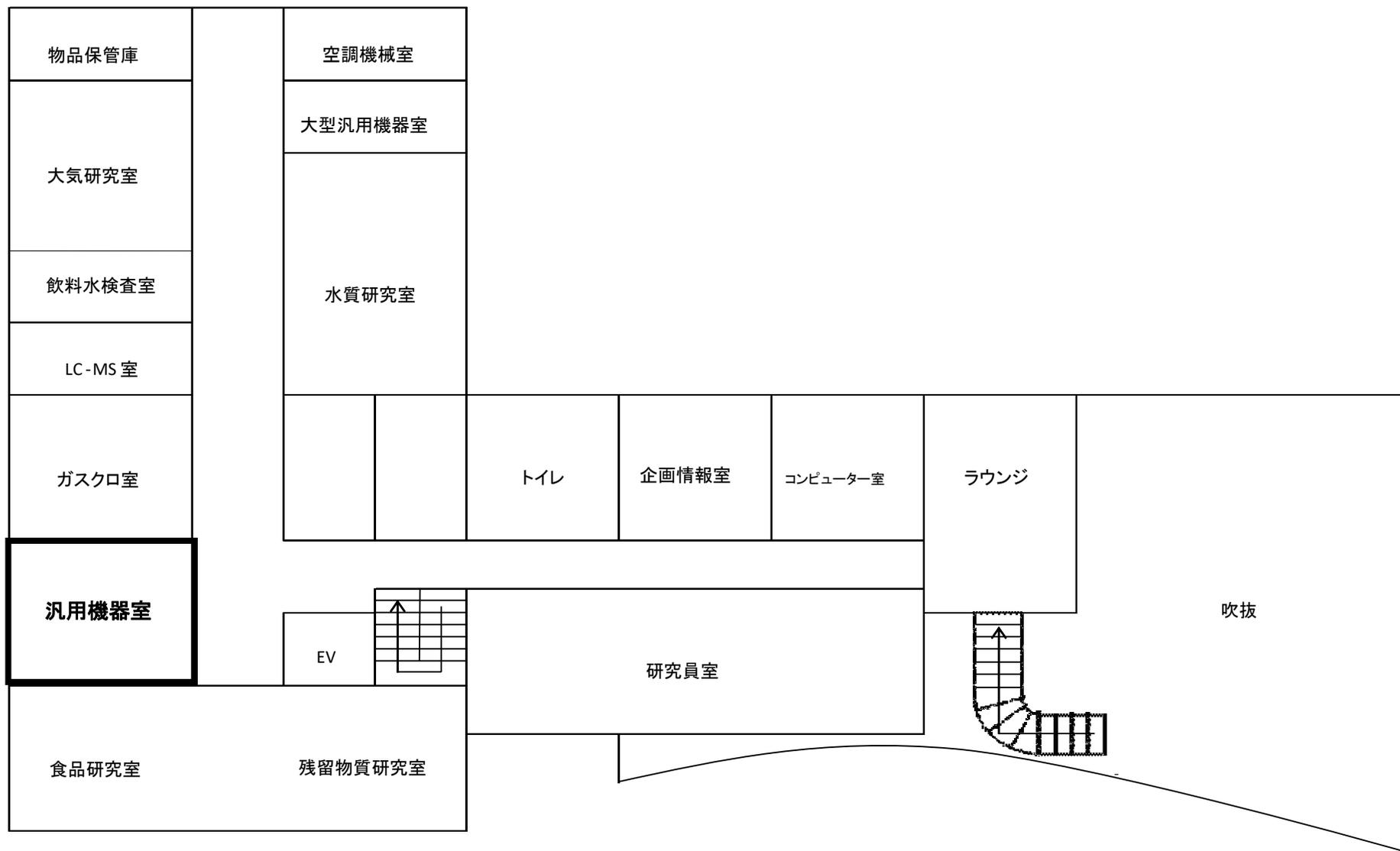
- 2 受注者は、HPLC 一式の設置に伴い、電気工事等が必要であるか事前に現場を確認し、必要な場合は工事等を行い、設置に際して支障がないようにしておくこと。電気工事が必要な場合は工事を行う登録電気工事業者の資格を有するものを行うこと。また、現場の事前確認、装置の設置、調整及び動作確認については、発注者の通常業務に支障の無いよう日程、作業時間等について発注者と十分協議の上、実施すること。
- 3 HPLC 一式の納入、調整等で発生した廃棄物は受注者の責任において、適正処理すること。

(その他)

第6条 本仕様で定める事項で発生した経費は、全て受注者の負担とする。

- 2 本仕様書に定めのない事項等で疑義が生じた場合は、双方協議のうえ決定するものとする。

別紙1 熊本市環境総合センター2階 見取り図



別紙2 仕様詳細

HPLC一式とは、以下の1.および2.から構成されるものとする。

1. 機器本体

(1) から (6) の機種のいずれかとする。

(1) アジレント・テクノロジー株式会社製

「Agilent 1260 Infinity III Prime システム」

システム構成

- ・ 1260 Infinity III フレキシブルポンプ (Prime LC)
- ・ 1260 Infinity III バイアルサンプラ (Prime LC)
- ・ 1260 Infinity III マルチカラムサーモスタット
- ・ 1260 Infinity III ダイオードアレイ検出器 WR
- ・ 1260 Infinity III 蛍光検出器スペクトル または 蛍光検出器
- ・ その他、機器の正常稼動に必要なもの

(2) アジレント・テクノロジー株式会社製

「Agilent 1260 Infinity III システム」

システム構成

- ・ 1260 Infinity III クォータナリポンプ
- ・ 1260 Infinity III バイアルサンプラ
- ・ 1260 Infinity III マルチカラムサーモスタット
- ・ 1260 Infinity III ダイオードアレイ検出器 WR
- ・ 1260 Infinity III 蛍光検出器スペクトル または 蛍光検出器
- ・ その他、機器の正常稼動に必要なもの

(3) サーモフィッシャーサイエンティフィック株式会社製

「Vanquish Core システム」

システム構成

- ・ Vanquish Core
- ・ クォータナリポンプ C
- ・ スプリットサンプラーCT
- ・ カラムコンパートメント C
- ・ ダイオードアレイ検出器 CG
- ・ 蛍光検出器 C
- ・ その他、機器の正常稼動に必要なもの

(4) 株式会社島津製作所製

「高速液体クロマトグラフ Nexera XR システム」

システム構成

- ・システムコントローラ SCL-40
- ・脱気ユニット DGU-403
- ・送液ユニット LC-40D XR
- ・オートサンプラ SIL-40C XR
- ・バイアルプレート 1.5mL
- ・カラムオーブン CTO-40C
- ・PDA 検出器 SPD-M40
- ・蛍光検出器 RF-20Axs
- ・ミキサー MR 180 μ L
- ・その他、機器の正常稼動に必要なもの

(5) 株式会社島津製作所製

「高速液体クロマトグラフ i-Series LC-2060 3D システム」

システム構成

- ・LC-2060 3D
- ・蛍光検出器 RF-20Axs
- ・オプション検出器取付キット
- ・オプション光ボード
- ・その他、機器の正常稼動に必要なもの

(6) 日本ウォーターズ株式会社製

「ACQUITY Arc システム」

システム構成

- ・ACQUITY Arc クォータナリーソルベントマネージャー
- ・ACQUITY Arc FTN サンプルマネージャー(4-40 $^{\circ}$ C)
- ・ACQUITY Arc 30cm カラムヒーター/クーラー
- ・ACQUITY Arc PDA 検出器
- ・ACQUITY Arc 蛍光検出器
- ・その他、機器の正常稼動に必要なもの

2. システム制御及びデータ解析装置

デスクトップ型で、以下を備えるものとする。

① CPU 及びメモリ

- ・測定及びデータ解析に支障がない能力を有すること。

② OS

- ・日本語版 Windows であること。
- ・システム制御・解析用ソフトウェアが対応していること。

③ 制御・解析ソフトウェア

- ・日本語対応かつ納入時に最新のものであること。

④ Office ソフト

- ・Microsoft Excel 及び Word を付属すること。

⑤ その他

- ・必要なキーボード、マウス、ディスプレイ（23 インチ以上）、外付け記憶媒体（容量 1 TB 以上）等一式を付属すること。
- ・USB2.0 以上が使用できること。
- ・②～④において、定期的なライセンス認証が必要な場合は、受注者の負担において実施すること。

3. HPLC 一式の納入

① 装置の設置等に必要な電気等の工事の一切を行うこと。

② 既存の電源等を活用することは支障ない。

③ 装置本体、付属機器、周辺機器及び各機器間の接続に必要な部品を付属すること。

④ HPLC 一式の設置、調整、動作確認を行うこと。

なお、動作確認については報告書を提出すること。

⑤ 納入時には、発注者立会いのもとで仕様書どおり正常に稼動すること及びメーカー仕様どおりの性能が出ることを確認し、条件が満たされない場合は、速やかに機器の改善または交換を行うこと。

⑥ 納入時等において、建物等へ損傷を与えた場合は、受注者の負担において速やかに原状に戻すこと。

4. 電動マイクロピペッター式

電動マイクロピペッター式は以下のものとし、HPLC 一式と合わせて納入することとする。

① 株式会社エー・アンド・デイ製 電動マイクロピペット

PA-1200 2台

② 充電スタンド（1台掛け） 連結可能

AX-ST-CH-A1 2台

③ 交換カートリッジ 1200 μ L 用（96本入り） 10セット

AX-CART-1200 2個

- ④ 空ボックス（ロックなし） 1200 μ L 用
AX-BOX-1200B 2個

5. 保守

保守の内容は以下のとおりとする。

- ① 保守の対象は、HPLC 一式とする。
- ② 保守の期間は、賃貸借期間とする。
- ③ 保守には定期点検と修理を含むものとする。
- ④ 定期点検は、当該装置の製造メーカーが指定する保守点検を実施することとし、賃貸借 2 年目から 1 年に 1 回の頻度で、計 7 回実施すること。また、実施にあたっては、HPLC 一式が常に正常な状態で稼働できるよう、必要な部品及び消耗品を交換すること。なお、保守点検後は報告書を提出すること。
- ⑤ 故障、不具合が発生した場合、以下のいずれかの対応を行うこととし、対応後に修理が必要となった場合は、早急に修理を実施すること。
 - ・ 3 日以内にメールやチャット等での対応を行う。
 - ・ 専門知識を有する者を派遣することより、必要な処置を講ずる。
- ⑥ 保守にかかる交換部品及び消耗品は国内に在庫されていること。
- ⑦ HPLC 一式の部品供給については、8 年間対応すること。
- ⑧ システム制御及びデータ解析装置若しくはソフトウェアに不具合が発生し、修理において納入時のソフトウェアを動作させることが困難な場合は、その時点において動作する最新バージョンの OS 及びソフトウェアをインストールすること。
- ⑨ 装置納入時及びその後も十分な技術指導を行うこと。

6. 撤去

本契約期間中における HPLC 一式の返還に伴う撤去作業は以下のとおりとする。

- ① 受注者は契約満了直前に、当センターの施設内において、記憶媒体内部の情報の消去作業を行うこと。なお、消去作業にあつては、次項「7. システム制御及びデータ解析装置の情報消去」の規定によること。
- ② 受注者は①の作業完了後に、HPLC 一式の撤去を行うこと。

7. システム制御及びデータ解析装置の情報消去

(1) 情報の消去方法

受注者は、システム制御及びデータ解析装置の返却等時、情報漏えい対策として、情報システム機器の記憶媒体を以下の①～②の手順で、情報の復元が困難な状態（NIST SP800-88 Rev. 1 Clear レベル以上）とすること。

- ① 原則、受注者は、当センター内で、記憶媒体を以下のいずれかの手法により、情報の復元が困難な状態（NIST SP800-88 Rev. 1 C

l e a r レベル以上) とすること。なお、作業完了後は、発注者の確認を受けること。

ア 物理的な方法による破壊

イ 磁気的な方法による破壊

ウ OS 等からのアクセスが不可能な領域も含めた領域のデータ消去装置又はデータ消去ソフトウェアによる上書き消去

エ ブロック消去

オ 暗号化消去

カ OS 等からアクセス可能な全てのストレージ領域をデータ消去装置又はデータ消去ソフトウェアによる上書き消去

② 受注者は、発注者との協議で定めた期限までに、①の措置が適切に完了したことを証明する完了証明書等を発注者へ提出し、承認を得ること。

(2) その他

① 作業内容、作業計画書及び成果物等について事前に発注者の承認を得ること。

② 作業場所にある他の機器に影響を与えないよう十分に考慮すること。

③ 賃貸借期間中の故障対応時等においても(1)と同様の扱いとすること。

④ 完了証明書等の提出期限は、発注者との協議で定めるものとする。ただし、(1)と同様の扱いが出来ない場合は、双方協議のうえ、対応方法等について決定するものとする。